

議員（天野 里美）

マスクを外させて頂きます。

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願い致します。

現在の子供をとりまく状況と課題、今後の対応について、質問をさせて頂きます。

日本社会における経済的格差は、ますます顕著になり、日本の子供の貧困率は、国際的にも際立って厳しい状況にあると指摘されています。その対策として、子供の貧困対策の推進に関する法律なども定められていますが、いまだに改善の兆しを見出すことが出来ません。昨年末に公表された子供の貧困に関する国の初めての実態調査結果によると貧困世帯の4割近く、ひとり親世帯では、3割が食料を買えなかった経験があるとなっています。子供が大学進学を目指す割合も全体より低いなど、ひとり親世帯など貧困世帯の子供が生活や教育面で影響を受けている実態が浮き彫りになりました。また、通学や仕事をしながら、高齢や障がい、病気等で援助が必要な家族を介護したり、兄弟の世話や家事など、本来、大人が担うような役割を日常的に行っているヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の子供も増加しています。政府の最近の調査によると、小学6年生の6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%の子供から世話をしている家族がいるとの回答があり、周りに相談出来ず、孤立している実態が明らかになりました。家族のあり様、介護の問題等、様々な問題の社会的な解決と子供たちを支援する仕組みが必要です。一方、文部科学省の2020年度調査によると全国の小・中・高校・特別支援学校における不登校の児童生徒は19万6,127人で、過去最多となりました。また、いじめの認知件数は51万7,163件、さらに2020年の小・中・高校生の自殺者は499人に上り、これも過去最多です。18歳以下の自殺は長期休業明けの時期に増加する傾向にあり、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる休校、そして、事業所の休業がひとり親家庭を中心とした保護者の就業環境に影響を与えたことなどにより、家庭環境が変化し、児童・生徒の心が不安定になったことが原因の一つであると考えられます。長引くコロナ禍のなか、学校生活を送っている子供たちは補充授業の増加、学校行事の縮小、オンライン授業への切替え等、密を避けての不自由な生活を送っています。子供と教師、また、子供同士のコミュニケーション不足が心配されるなか、学校が子供の育ちを十分に保障しているのかどうかの検証が必要だと言われています。新型コロナウイルス感染症の終息の予測がつかない中、子供たちの抱えている困難な状況をどう変革していくのか、子供を支援する取組の重要さは益々大きくなっています。そこで、大きくはコロナ禍における学校生活、ICT教育、ヤングケアラーの3点について質問をさせて頂きます。

大きくは1番目の項目、コロナ禍における学校生活についての質問です。まず1

点目の質問です。コロナ禍の前と後では大きく変わってきたと思いますが、学校における学びの保障、育ちの保障、学校生活において大きく変わった点は何でしょうか。質問致します。

教育長（三木 信行）

天野議員のコロナ禍の前と後で、学校生活において大きく変わった点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

コロナ禍の前と後では、学校生活に様々な変化がありました。ここでは大きく変わった点として大きく3点と考えております。まず1点目は、常時マスクを着用し、手指消毒や換気を徹底することです。2点目は学校行事の持ち方の工夫です。感染対策を徹底した上で、子供たちの学び方や育ちをこれまで同様に保障していくために運動会や学習発表会を学年ごとの分散開催としたり、修学旅行の行き先や日程等を変更したりしています。3点目はオンライン授業の進展です。学級閉鎖になった場合の学びの保障として、GIGAスクール構想で配備された1人1台端末も利用しながら、オンラインで健康観察や授業を行う環境が整いました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、2点目の質問です。学校生活が大きく変わった中で、特に工夫して対応している点、また、対応がなかなか難しい点、それぞれについて質問致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の学校生活が大きく変わった中で、特に工夫して対応している点、対応がなかなか難しい点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁した学校行事の実施につきましては、特に工夫して対応しています。例えば、人の制限だけではなく人の動きや流れについても事前にシミュレーションを行い、なるべく接触する機会を減らして感染を防ぐように努めています。対応がなかなか難しい点は、保護者や地域の方々の考えや意見には個人差があり、全ての方に納得してもらえるような対策や対応を行うことです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。1番目の質問のご答弁で修学旅行の行き先や日程等を変更したりとありましたが、具体的にはどのような対応をされたのでしょうか。また、ただ今のご答弁で、対応の難しい点は保護者や地域の方々の考えや意見には個人差があり、全ての方に十分納得してもらえるような対策や対応を見いだすこととありましたが、確かに全ての方に十分納得して頂くことは難しいとは思いますが、具体的にはどういう案件についての理解が難しかったのでしょうか。また、地域や保護者の方への理解を求める際、きめ細やかな説明が必要だと

思うのですが、どのような方法でとっていらっしゃるのでしょうか。お願い致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず一つ目、修学旅行の行き先や日程等の変更について具体的にお話を致します。まず今年度のことですが、中学校は当初の計画どおり、北九州への2泊3日の修学旅行、4月24日から実施をして終了しております。小学校は今年度9月から11月にかけて1泊2日で、京阪神方面が3校、広島、山口等の中国方面が1校となっており、いずれも現段階では感染状況の推移を注視しながらですが、対策を行って、こんな時にはこういう風に対応しようと思った上でですね、ぜひ実施をしたいと考えています。さて日程等の変更についてですが、昨年度のことですが、中学校は4月の北九州2泊の修学旅行が日帰り県内2回ということで、変更になりました。小学校は、1校は9月、京阪神1泊が日帰り2回、10月と11月に県内と高知1回ずつになりました。それからもう1校は9月に、この学校は、昨年度から山陰でいこうという風に決めてたんですが、なかなかその時期に難しくなりました、結局9月の山陰の1泊旅行を諦めまして、11月に日帰りで高知へ行きました。それから9月に京阪神1泊を予定していた学校、これは11月に1泊2日で高知の方へまいりました。それから11月に京阪神を予定していた学校は、11月は同じだったんですが、行き先を変えて、山口で1泊という修学旅行を実施致しました。これらについてはですね、保護者のご意見とかですね、感染状況を踏まえましたが、一つには県からの通知で、昨年度、10月の初旬まで、まん延等防止対策もありまして、県外への修学旅行、宿泊を伴う活動をしないという要請があったということも大きかったと思っています。ある学校につきましては2回の変更ということで、非常に準備や旅行者との対応で繰り返した、というような学校もありました。以上が修学旅行です。2点目のどういう案件についての理解が難しいかについてお答えを致します。現在ですね、やや分かれると思われるのが、熱中症対策を優先したマスクを外すことです。おそらく5月28日より以前の週ではかなり意見が分かれているところですが、今、少しずつ固まってきてるところだろうと思います。それから、それ以外では、前年度、前々年度を振り返りますと、令和2・3年度は運動会をすること自体、それから延期をすること、参観保護者の数を制限すること、あるいは昨年は無観客となった学校もありました。修学旅行、部活動、この辺りがですね分かれるところです。特に今振り返った時にですね、記憶に残っているのは令和3年度、昨年度、夏休み明けです。9月1日から通常どおり学校を始めることについてはですね、色々なご意見を頂きました。学校にも教育委員会にも。この時はですね、県立高校は、実は3週間程度夏休みを延長致しました。町内小・中学校は9月1日から予定どおり始めまし

た。そういったところがですね、考えが分かれる意見としてありました。3つ目ですが、地域や保護者に理解を求める方法です。まず保護者の方には、これまで、要所では町の教育委員会から文書を示したり、メールを出したりをしてきました。各園・学校からも文書メールを出しておりますが、最近はですね、メールが多く、有効であるという風に園・学校からは聞いております。それから、全員の保護者とですね、お話しはなかなか出来ませんので、保護者との役員会でのですね、学校の取組に理解を求めるとともに意見を聴取しながら、こんな方向でいこうという方針を出しております。また当然ですね、納得が得られない、ちょっとこれどうなのかなという思われる、保護者の方にはですね、個別に、現時点ではこうなんですよってという考え方や理由を説明して、学校の教育と感染を防ぐための両立のために協力をお願いしますということで説明をしております。あと、地域に理解を求めるということについてですが、これ、ある小学校ですが、年度の初めに、学校の教育活動に支援を頂いている方やその代表の方に集まって頂きまして、その段階での実施の方向性や考え方について説明をし、ご理解を頂いたそうです。例えば、お米作りであるとか、野菜作りであるとか、老人会でですね子供遊びをして頂く方、あるいは母子福祉部で教育活動を手伝っておられる方ということです。また、ある学校はですね、そういった代表者の方が来て頂いた折にですね、説明をして、ご理解を頂いたり協力を求めたり意見を頂いたそうです。その後は担当者とその支援の各組織の代表の方と協議をしながら、取組についての説明を進めていったということにして、それから、今学期末はですね、児童民生委員の方が来て頂いて、各地区の児童と会を持つ予定にしております。その日も学校の取組を説明する予定です。これ、ある校長先生がおっしゃったことなんですけど、どの学校もですね、コロナ禍だけれども地域との関係はもうぜひ大切にしたいし、それだからこそ非常に重要なんだという話をされておりました。私どもから、各園・学校の校長先生・園長先生にお願いしてることなんですけど、こういう事態ですので、まずですね、学校や園にあって先生方の共通理解を図ること、先生方の考えがバラバラではもう何ひとつ前に進まないのということです。その上でですね、子供や保護者、地域、様々な考えがあっても協力関係を作って乗り越えていくことをして下さい。一つのことでも、色んな、色んなご意見があると思いますが、成果は分かち合って、努力と我慢も分かち合ってですね、前進していくようにして欲しい。協力をして、学校・園を運営していこうと、そういうことでお願いをしております。

以上、答弁と致します。

議員（天野 里美）

3点目の質問に入ります。新型コロナウイルス感染症の拡大が長引く中、文部科学省は4月4日、新年度スタートに合わせ、児童生徒や教職員に感染者が発生

した場合の対応など最新の方針を整理してまとめた学校運営ガイドラインと衛生管理マニュアルの改定版、正式名称、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを公表致しました。このガイドラインでは教職員に感染が拡大し、学校教育活動の継続が脅かされるケースを新たに想定し、校内の教員で授業を行うことが困難な場合には教育委員会と連携し、一時的に必要な教員を確保することも考えられると指摘。積極的に教育委員会に助けを求めるとともに促しております。教育委員会としては、どのような対応を想定していただけますでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員の教職員に感染が拡大した際の教育委員会としての対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小・中学校の教職員は県費負担教職員ですので、人的配置に関することは県教育委員会と連携して対応を考えていくこととなります。その他、町教育委員会としては、感染が拡大しないように学校と相談しながら、学級閉鎖や検査等の対応について考えたり、オンライン授業を行うための環境整備に努めたりしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、再質問を済みません、させていただきます。ただ今のご答弁では、小・中学校の教職員は県負担教職員ですので人員配置に関することは県教育委員会と連携して、対応を考えていくこととなりますとありましたが、ということは、県教育委員会との連携はとても重要だと考えます。4月4日にガイドラインが示されて以来この件について、県教育委員会と協議をされた実績はあるのでしょうか、もしないのであれば、早急の対応をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

県教委の人事担当者とは、常に連携をとっております。今年度も4月から小学校・中学校それぞれの担当者と電話や直接対面で会って各校の教職員の状況を共有しております。県教委の施策としましては、令和2年度以降の対応としましては、例えば令和2年、夏休みが短縮されたことがあったのですが、短縮された夏休みの後半から町内の中学校と二つの小学校につきまして、主として個別の学習支援のための非常勤講師を一定時間配置を頂いたことがあります。今年度は県教委の施策としましては、養護教諭の先生、保健室の先生が感染の関係で一定期間で登校出来にくい、出来なくなった時の緊急派遣事業が行われております。県の施策による教職員の配置につきましては、県内の各市町に公平公正に行われるべ

きものでありますし、教職員の人的支援、いわゆる急にですね、学校に入って頂ける先生というのも非常に限られておりますので、県教委とはですね、常に正直に困り感もですね、それから誠実に相談しながら、連携をとり続けたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい。有難うございます。安心致しました。

続きまして、4点目の質問です。新型コロナウイルス感染拡大により、これまでの学校教育のあり方も変化を余儀なくされ、対面での集団授業の実施が困難になる中、子供たちの学びを止めない対策がとられていますが、併せて、この変化をいかに今後に生かせるかといったアフターコロナにおける教育のあり方を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと思います。このコロナ禍の教訓を生かして、持続可能な新しい学校の姿について思うことがあると思いますが、いかがでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員の持続可能な新しい学校の姿についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、このコロナ禍の教訓を今後に生かしていくことは、大変重要であると思われまます。特に子供一人一人の学びを充実させていくことを考えるとオンライン授業や一人1台端末を活用した個別学習といったことを今後も日常の教育活動に取り入れ、効果的に活用していくことが考えられます。例えば、オンライン授業で学校から遠く離れたところにいる専門家に出前授業や講演を行ってもらったり、海外の学校と繋いで授業を行ったりすることが出来ます。また、一人1台端末にA Iドリル等を導入することで、子供一人一人の理解度に合わせた最適なドリル学習を行ったり、個々の学びの状況をこれまで以上に的確に把握をし、個別の効果的な指導や支援を行ったりすることが出来ると思われまます。今後、日常的に活用していくことで、全ての教職員がI C Tを効果的に活用出来るようになれば、これまで以上にI C Tの教育効果が期待されると考えられます。一方で、I C Tの効果的な活用は教職員の業務軽減に繋がるものと思われまます。多忙な教職員の業務を軽減し、働き方を改善していくことも持続可能な新しい学校の姿としては必要と考えまます。このように、子供一人一人の学びの充実と教職員の働き方改革の改善の両方が実現すれば、持続可能な新しい学校の姿に近づいていくものと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、有難うございます。

続きまして2番目の項目、ICT教育についてです。学校や教育現場では、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、パソコンやタブレット端末を使用したオンライン授業が増えたことで、より一層ICT教育の必要性が高まってきました。ICT教育とは、教育現場で活用される情報通信技術そのものや取組の総称のことであり、GIGAスクール構想とは、全国の児童生徒を対象に一人1台端末と高速ネットワーク環境を整備することで、21世紀型教育の実現を目指す文部科学省の取組のことです。ICT教育には、メリット、デメリットがあると思うのですが、いかがお考えでしょうか。質問致します。

教育長（三木 信行）

天野議員のICT教育のメリットとデメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ICT教育とは教育現場で活用される情報通信技術そのものや取組の総称であり、GIGAスクール構想とは、全国の児童生徒を対象に一人1台端末と高速ネットワーク環境を整備することで、21世紀型教育の実現を目指す文部科学省の取組のことです。GIGAスクール構想においては、本町は各小・中学校に無線のネットワークを構築し、児童生徒にはiPadを整備しました。議員のご指摘のICT教育のメリットとして、児童生徒の視覚、聴覚からの情報量が増えることで、学習内容が理解しやすくなったり、興味関心が高まったりすることが期待されます。教師にとっても事前に準備をしたワーク等の学習資料を個々の端末に転送したり、大型モニターを活用してクラス全員の情報共有を図ることが可能となります。また、一人一人に端末を整備をしているので、個々の理解度や到達度の把握を授業ごとに行うことができます。デメリットとしては、IT機器への設備を調達、管理運用する費用が高額となってきます。また機器の故障やシステム障害などのトラブルのたびに授業が中断する可能性があります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい。次に、ICT教育の2番目の質問です。デメリットの一つとして、私はインターネットをめぐる問題が大きな課題であると考えています。インターネットの普及に伴い、有害サイトを通じた犯罪や長時間利用による生活リズムの乱れ、健康被害が深刻な問題となっています。トラブルを招かない使い方や適切に情報を取り扱うための情報モラル教育が、ますます重要なのではないのでしょうか。子供たちだけではなく、保護者、教職員が正しく認識し、適切に対応していくことが大切だと考えますが、多度津町では具体的にこういった取組をされているのでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員の情報モラル教育が重要であり、子供たちだけではなく、保護者、教職員が正しく認識し、適切に対応していくための具体的な取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のデメリットであるインターネットの普及に伴い、有害サイトを通じた犯罪や長時間利用による生活リズムの乱れ、健康被害については、まさにインターネットを介した問題だと考えています。子供たちは自宅にあるタブレットやスマートフォンで、ウェブ環境へ繋がることが可能です。よって学校においては、情報教育やICT教育を通じて、情報モラル学習をしております。また本町で貸与しているタブレットは、平日あれば6時から16時までには利用可能で、その後は、授業支援アプリのみ利用出来ます。また、フィルタリングという機能で有害サイトへのアクセス制限をし、IDを付与することでセキュリティーを高めています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、再質問させていただきます。ただ今のご答弁で、学校においては情報教育やICT教育を通じて情報モラルを学習しているとありましたが、これは子供たちに対する取組でしょうか。それともこの中には、保護者や教職員も含まれているのでしょうか。お願いします。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁を致します。

情報モラルの学習は、保護者、教職員も含まれるのかということですが、含まれます。教職員は、子供に情報モラル学習をする側、提供する側なので、取組は必ず必要です。保護者の方も理解と協力は欠かせないので取組を行っております。

以上答弁と致します。

議員（天野 里美）

済みません、再度質問させて下さい。子供、保護者、教職員に対する取組ですが、もっと具体的にどう取り組んでいるか再度質問させて頂きたいと思えます。お願いします。

教育長（三木 信行）

天野議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

具体的な取組についてです。教職員の方は、県教委等から提供される指導資料や指導事例などを活用して行っております。もちろん、現職教育において、それぞれ研究したものです。取り組んでおります。保護者の方には、子供向けや保護者向けの啓発資料を配布したり、町が児童生徒に貸与した端末の使い方や制限についてお知らせをしております。コロナ禍の前は、子供向けの携帯スマホ教室



などの情報モラルの出張講座を行っていたんですが、その際にですね、保護者にも案内をしたりをしておりました。さて、子供に対してですが、主として高学年から中学生ということになっていくんですけども、位置付けとしては道徳、総合的な学習の時間に行っており、また必要に応じて行っています。様々な事例を挙げて行っています。具体的な事例を。例えば、有害サイトにアクセスしたために、大きな被害にあった。不用意なラインとかインスタグラムの書き込みによって、大きな問題となったような具体的な事例を挙げて行っております。中学校ではタブレット端末を貸与する時には貸与式を行って、活用に応じて順次ルールについて、色々なお話をして指導していったそうです。大切なことはですね、情報モラル教育なので、方法というよりも考え方とか心の持ち方が改善したり、向上をしたりすることが大切であると考えています。今後ですね、子供たちの生きていく社会を考えた時に、アクセス制限や禁止をするだけのやり方ではもう続けられない、そういう時期がやってきています。また、1回の2回で習得出来るような魔法のような情報モラル学習はありませんので、根気よく地道に子供の心に届く情報モラル学習を重ねていくことが最善であると考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

本当に詳しく分かりやすい答弁頂きました。有難うございます。続きまして、3点目の質問です。ICT教育の今後の課題としては教員のICT活用指導力だと思います。端末やインターネット環境の整備がいくら進んでも、うまく活用出来るかどうかは、各学校の取組、そして何よりも教員のスキルに左右されると思います。この点、今現在どう取り組んでいるのか、また、今後どう取り組もうとしているのか、質問をさせていただきます。

教育長（三木 信行）

天野議員のICT教育の今後の課題として、各学校の取組、教員のスキル向上のために、今現在の取組、また今後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

各学校の取組としては、学校内の研究授業でICTを用いた授業を行っております。また、各学校にメディア担当の教諭を指定し、情報交換等を行っております。昨年度は、多度津中学校は県の学力向上モデル校の指定を受け、教育の情報化推進の研究を行いました。教諭のスキル向上としては、県教育センターの研修を受け、また、指導も頂いております。今後は、文部科学省のMEXCT（メクビット）に参加をし、コンピューターを利用した試験の実施や各校及び各教員の研究のための協力を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。新型コロナウイルス感染症を一つの契機として、持続可能な新しい学校の在り方に向け、ある意味、大きな変革期に差しかかっているように思われます。大変な時期かとは思いますが、子供たちの学びの保障、育ちの保障を第一に考え、積極的な学校運営をこれまで以上に行って頂きますようお願い申し上げます。

最後に、大きくは3点目の項目、ヤングケアラーについてです。まず1点目の質問です。厚生労働省がヤングケアラーの実態調査を行った時、学校や大人にしてもらいたいことを自由記述で聞いたところ、辛さを分かって欲しい。自由な時間を増やして欲しい。相談出来る場所が欲しい。頑張っている世話をしていることを認めて欲しい。ほめて欲しい、などがあったということです。多度津町では、このヤングケアラーに対して、実態調査については、1年前、令和3年6月定例会一般質問の答弁において、実態調査は実施していない。ということでしたが、その後、何らかの調査を行ったのでしょうか。もし、まだなら、今後、実態把握のための調査を行うお考えはあるのでしょうか。質問させていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の今後、実態把握のための調査を行う考えはあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、町独自の实態調査は行っておりませんが、現在、県において、相談支援機関等を対象に県内のヤングケアラーの実態調査を実施しております。調査期間は6月10日から24日までの2週間で、調査対象機関は学校関係では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに。貧困世帯に関わる機関としては、生活保護ケースワーカーや民生委員・児童委員に。また、高齢者に関わる機関としては、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に。さらには、各市町の保健師や要保護児童対策協議会等、現場での支援や相談を受けている支援員等、約4,000人となっております。調査方法は、対象者に配布されるチラシに掲載しているQRコードを読み取り、回答ページにアクセスするかインターネットで直接URLを入力して、アクセスして回答する方法と子育て県かがわ情報発信サイトにアクセスして回答する方法となっております。この調査の結果をもとに本町の実態を把握し、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、再質問させていただきます。実態調査について再質問致します。調査内容は、具体的にはどのような内容なのでしょうか。分かる範囲で構いませんので、よろしくお願い致します。また、調査結果の公表については、市町別の実態が分かるような形で公表されるのでしょうか。調査機関である県との連携が必要だと

と思いますが、その点、現状はどうなっているのでしょうか。お願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、香川県子ども家庭課におきまして、香川県ヤングケアラー実態調査を行っております。内容でございますけれどもアンケート序盤で、それぞれのこれまでヤングケアラーに携わったかというようなこと、それと自分が所属している機関という質問から始まりまして、中盤では、その関わったケースについて具体的に年齢であったり、どういう状況であるか、どういう家族構成かという細かい内容を聞かれております。終盤では、自分が関わったものを基に、今後の課題、連携が必要な、今、連携がとれてないのはどうしてかというような考え方、今後の課題、意見について聞いております。そのような実態調査を現在、行っております。県に問い合わせましたところ、今年度中の事業でありまして、何月頃に回答・集計が出来るかということは、まだ分かっていないという回答でした。日頃から子ども家庭課とは保育所の関係もそうですし、虐待の関係もありますので、日頃から担当は連携をとって進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい。しっかりと連携をとって頂いているということで、安心致しました。

次に2点目の質問です。厚生労働省は今年4月22日、介護保険最新情報1070を発出し、他機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを紹介、全国の自治体に活用を促すとともにヤングケアラーと接する可能性のある専門職、関係団体などに周知するよう要請を致しました。また、厚生労働省は5月14日までに学校や自治体などが連携支援するためのマニュアルを公表し、主体となる機関や部署を決め、コーディネーターを配置することを提言、ヤングケアラーの子供の早期発見に向け、問題への理解を深めることが重要だとしています。これを受け、多度津町ではどのような対応をしているのか、質問させていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町ではどのような対応をしているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における現在の対応と致しましては、地域においては民生委員・児童委員等、現場で活動されている方々から、また、教育現場からはスクールカウンセラーや教職員からの情報を基に、それぞれの家庭の事情に応じた支援を行っております。特に深刻なケースにつきましては、要保護児童対策部会の支援対象に取上げ、支援の方向性について関係機関が協議しております。また、子供への支援だけでなく、介護の対象となっている家族に対しましても、福祉サービスの利用に関する情報提供やそれぞれの実情に合った支援機関の紹介も行っております。議

員のおっしゃるとおり、小学校6年生を対象とした国の調査においては、15人に1人が家族の世話をしていると答えていることから、本町におきましても周囲が気づかないケースが相当数あるものと考えております。先ほど申し上げました現在行っている県の実態調査の結果が公表されましたら、関係機関と連携を図り、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません。先ほどのご答弁で、既に幾つかの支援を行っているようではありますが、ご答弁の最後に現在行っている県の実態調査の結果が公表されましたら、関係機関と連携を図り、具体的な対応を検討してまいりたいとありました。私は県の実態調査が公表されれば、早急な対応が必要だと考えています。そのためにも連携を図るべく、関係機関は事前に想定しておくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

天野議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、多度津町では、多度津町地域サポートネットワーク連絡会議という会議を設立しております。これは平成19年4月1日に設立したのですが、平成21年を最後に会議が行われることがなく、令和2年に改めて再開したものでございます。その目的としまして、各種福祉団体、医療保健団体、地域のネットワーク、また行政、行政機関、様々な構成員によりまして、高齢者、児童及び障害者等の福祉の促進を図ることと致しております。先ほどの要保護児童対策部会もこのネットワーク連絡会議の中の一つの部会と位置づけまして、連携を図っておるところでございます。内容に取上げる内容によりましてその構成委員から、必要な機関に集まって頂いて協議をしているという、今現在、そういうネットワーク会議を持っております。ですので、今後ヤングケアラーの問題が出てきましたら、また関係機関が寄って、それぞれの対応をしていくということになると思っておりますが、今現在も、そういうネットワークの連絡会議を通して連携をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、残り11分となりました。再々質問させていただきます。

先ほどお話ししました。映したい。再々質問をさせていただきます。先ほどお話しさせて頂いた令和4年4月22日付けで出たものです。見えますかね。介護保険最新情報、こちらの方に多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルということで、計95ページ出ております。厚生労働省老健局認知症施策地域介護推進課の方から出ております。こちらの方の通達文書の方をちょっと読み上げさせていただきますね。こちらの方の中にね、通達文書の中にヤングケアラーを早期に発

見し、支援に繋がるためには、福祉、介護、医療、教育といった多分野の連携が重要であることから、各都道府県等におかれまして、本マニュアルをご活用頂くとともにヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知して頂きますようお願い致します。またね、こちらの方と、あと厚生労働省子ども家庭局の方からも同じく、多機能・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルということで、通達されております。カメラの方に映したいと思います。こちらのところですね、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル、ケアを担う子供を地域で支えるためにということで、かなりのページ数あります。こちら先ほど言いました93ページあります。そこで、この中にですね、56ページから59ページ、ちょっとねえ、文字が小さいので、映りにくいかなと思います。こちらにね、ヤングケアラー支援における主な、ズームしてみよう。ヤングケアラー支援における主な関係機関とヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及び役割例ということで、詳しく記載されております。分野の方と機関名ということと、機能及び役割例まで詳しく掲載されております。これ再質問です。現在、いくつとの関係機関との連携がとられていますでしょうか。また、役割等も共有が来ていますでしょうか。こちらに記載されております。ちょっと映しましよつかね、1、いいですかね。もっと大きくせないかん、ちょっと待って下さい。これ位でいけますか。もうちょっと、ちょっと、フォーカスで、有難うございます。こちらの方に詳しく掲載されております、こちら先ほど、健康福祉課長の方からありましたね、要保護児童対策地域協議会ね、こちらの方詳しく載ってます。この下の方、見ますと、児童福祉分野あと児童福祉、あとね下にちょっと、ちょっと映しにくいですね。下にね、教育っていうのが載ってるんです。ありました。教育というのが載ってます。これ、3ページに及んで、詳しい内容が掲載されております、ちょっとこっちも、いけるかな、ここも教育の方、書かれてますよね。この中でちょっとフォーカスしましょう。はい。ちょっと読み上げさせて頂きますね。見にくいのでね。こちらのね、教育のところに記載されているのが、学校には教育や養成教員の他スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う教育、かなり大事、大切ですよと書かれております。で、障害、こちらの方ちょっとズームしますね、障害福祉こっちね高齢者、障害福祉のあとこの下にね、高齢者福祉ってあるんですよ。いいですね、高齢者福祉、こちらは高齢者保険課の方が担当かなと思います。あと、こちらにね、ありました。こっちはね高齢者福祉課、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等ね。計3ページに及んで、地域においてはこうだよということで地域ちょっと、ズームしましょうね。子供の通う地域の施設、児童館、放課後児童クラブ等が記載されております。オーケーです、カメラ。はい、質問に入りますね。この部署等、記載されて

おりますが、連携がどのようになってるか役割等の共有がどうなっていますか。また、ちょっとお尋ねしたいのがヤングケアラーの研修、そしてまた、周知、こちらでさっきありましたね、通達の中に、周知がどのようにされているかどうかをお尋ねします。各、こちらの記載されておりました。健康福祉課、高齢者保険課、また教育委員会になるかなと思います。ご答弁頂けますでしょうか。お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再質問に答弁させて頂きます。

健康福祉課と致しましては、先ほども申し上げましたように要対協ですね、要保護児童対策部会の中で、各部門から上がってきたものを今はヤングケアラーというよりも、虐待の一つとして取り上げながら連携を図っております。そのあと、各また、それぞれの支援機関に繋ぐということを行っております。周知につきましては、ヤングケアラーという言葉が今、注目をされ始めたところですので、ヤングケアラーに特化した研修とか周知とか今はしてないんですけれども、今回の県のアンケート調査の結果も、本町の実態がどうなのかということも踏まえまして、本町に合った周知を考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせて頂きます。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

マニュアル等についてはですね、つまびらかに見させて頂いております。まず、どういう風に知らせているかということです。学校の方ですけれども、この言葉自体をですね、保護者に知らせるとかそういう場面はなかなかありません。当然、教職員の中ではですね、共有しています。大きな問題として、虐待とかですね子供の貧困とともにですね、子供の状況を見とるひとつの負の要素としてですねこういうことがあるのではないかということで、そういう体制は作っていません。マニュアルの中で見て教育としてですね、果たすべき役割ということは、子供と一番、長く接しているのは学校なので、見逃すことなく早期発見をすることと、そして状況把握をして、そして相談にも乗るんですけれども速やかに他機関と連携を図るところだろうと思っております。連携を図れていますかということなんですけれど、図れていると私は思っています。健康福祉課等要対協とですね、これまで十分行ってきたということがありますので、今後また色々と検討してまいります。

以上、答弁とさせて頂きます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

高齢者の場合は、介護保険最新情報の方で載っておりますので、介護保険事業所は、大抵、この最新情報を常に見ているような状況ですので、それで周知は出

来ていると思っております。また対応につきましては、訪問介護、特に介護や支援が必要な高齢者に対して、訪問介護を利用する場合にケアマネより、中学生や高校生のお孫さんと同居している場合には、直接介護保険係の方に相談があります。その相談があった時に本人の身体状況や家族構成、家庭の事情を聞き取り、高校生までのお孫さんとの同居におかれましては、サービスの利用をして頂いております。また、お孫さんが高校を卒業されておられますも進学をされている場合は、利用して頂いております。また、町内の居宅介護支援事業所、6事業者ありますが、毎年、ケアプランのチェックを行い、アセスメントに合ったケアプランであるかという確認を行い、そうでない場合は、ケアプランの見直しを行って頂いております。また、地域包括支援センターにおきましても、毎月、地域ケア会議を行い、ケアプランやアセスメントが十分出来ているか確認を行うことで把握し、適切な介護サービスであるかを指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

はい、時計を見ながらのお気遣いの答弁有難うございました。はい。最後30秒となりました。最後に要望お話しさせて下さい。厚生労働省ホームページには、子供が子供でいられるまちに、みんなでヤングケアラーを支える社会を目指してとあります。これは、子供が子供でいられる多度津町を目指してと置き換えることが出来ます。コロナ禍の学校生活、学校教育、アフターコロナにおける持続可能な新しい学校づくり、ICT教育、そして、ほめて欲しいなどがあったそうです。今後とも、よろしく願い申し上げます。

以上で、天野の一般質問を終わります。有難うございました。